

追浜浄化センターほか運転管理等業務委託プロポーザル方式参加募集のお知らせ

1 委託名称

追浜浄化センターほか運転管理等業務委託

2 目的

本業務委託は、追浜浄化センターほかの運転管理等業務における管理コストの削減と業務の合理化を図るとともに下水処理サービスの質を確保するために、民間事業者の創意工夫を活用することを目的として包括的民間委託を行うものである。

3 委託場所及び施設概要

(1) 追浜浄化センター及び関連施設

ア 追浜浄化センター	: 横須賀市浦郷町5丁目2931番地
・処理区	: 追浜処理区
・排除方式	: 分流式一部合流式
・処理方式	: 標準活性汚泥法
・計画処理水量	: 11,800 m ³ /日最大(晴天時)
	: 124,200 m ³ /日最大(雨天時)
・現有処理水量(能力)	: 20,400 m ³ /日最大(晴天時)
	: 110,600 m ³ /日最大(雨天時)
・放流先	: 東京湾
・修景施設	: トンボの王国他(約16,000 m ²)
・特記事項	: COD、T-N、T-Pに係る総量規制該当
イ 追浜ポンプ場	: 横須賀市追浜本町2丁目1番地142
・処理区・排水区	: 追浜処理区・追浜排水区
・用途	: 雨水排水及び汚水中継ポンプ場
・排除方式	: 合流式一部分流式
・現有汚水ポンプ能力	: 22.2 m ³ /分×3台(計画3台)
・現有雨水ポンプ能力	: 140 m ³ /分×1台
	: 145 m ³ /分×1台(計画2台)
	: 195 m ³ /分×1台(計画1台)
・現在汚水揚水量	: 3,250,590 m ³ /年(令和6年度実績値)
・現在雨水排水量	: 130,830 m ³ /年(令和6年度実績値)
ウ 深浦ポンプ場	: 横須賀市浦郷町5丁目2931番地
・処理区	: 追浜処理区
・用途	: 汚水中継ポンプ場
・排除方式	: 分流式
・現有汚水ポンプ能力	: 3.0 m ³ /分×2台(計画2台)
・現在汚水揚水量	: 289,744 m ³ /年(令和6年度実績値)

- エ 鷹取雨水滞水池 : 横須賀市湘南鷹取2丁目2番地 (湘南鷹取2丁目第3公園)
- ・処理区 : 追浜処理区
- ・用途 : 雨水滞水池
- ・有効滞水容量 : 約1,100m³
- ・雨水流入量 : 30,794 m³/年 (令和6年度実績値)

(2) 上町ポンプ場及び関連施設

- ア 上町ポンプ場 : 横須賀市公郷町1丁目25番地
- ・処理区・排水区 : 下町処理区・公郷第1排水区
- ・用途 : 雨水排水及び汚水中継ポンプ場
- ・排除方式 : 分流式一部合流式
- ・現有汚水ポンプ能力

(合流系) : 20 m³/分×1台※

: 8.3 m³/分×1台※

(分流系) : 2.1 m³/分×3台(計画3台)

6) 現有雨水ポンプ能力 : 200 m³/分×1台(計画4台)

: 140 m³/分×2台

: 85 m³/分×2台

・汚水送水量 : 8,029,679 m³/年(令和6年度実績値)

・雨水排水量 : 2,257,285 m³/年(令和6年度実績値)

- イ 衣笠マンホールポンプ : 横須賀市衣笠栄町3丁目5番地先

・処理区 : 下町処理区

・用途 : 汚水中継マンホールポンプ

・排除方式 : 分流式

・現有ポンプ能力 : 0.25 m³/分×2台

・現在汚水揚水量 : 3,272 m³/年(令和6年度実績値)

- ウ 田戸台マンホールポンプ : 横須賀市田戸台82番地先

・処理区 : 下町処理区

・用途 : 汚水中継マンホールポンプ

・排除方式 : 分流式

・現有ポンプ能力 : 0.35 m³/分×2台

・現在汚水揚水量 : 3,086 m³/年(令和6年度実績値)

- エ 宇東川バイパスマンホールポンプ : 横須賀市公郷町3丁目1番地

・処理区 : 下町処理区

・用途 : 雨水排水ポンプ

・現有ポンプ能力 : 2.5 m³/分×2台

・現在揚水量 : 年間4回、1回約15,000 m³を4日間(合計16日間)で排水する。

(3) 西浄化センター及び関連施設

- ア 西浄化センター : 横須賀市長坂2丁目2番2号
- ・処理区 : 西処理区

	・排除方式	: 分流式
	・処理方式	: 標準活性汚泥法
	・計画処理水量	: 22,800 m ³ /日最大
	・現有処理水量(能力)	: 42,000 m ³ /日最大
	・放流先	: 松越川
イ	津久井ポンプ場	: 横須賀市津久井2丁目10番20号
	・処理区	: 西処理区
	・用途	: 汚水中継ポンプ場
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 12.0 m ³ /分×3台(計画3台)
	・現在汚水揚水量	: 3,339,193 m ³ /年(令和6年度実績値)
ウ	長井ポンプ場	: 横須賀市長井1丁目24番10号
	・処理区	: 西処理区
	・用途	: 汚水中継ポンプ場
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 3.2 m ³ /分×3台(計画3台)
	・現在汚水揚水量	: 684,860 m ³ /年(令和6年度実績値)
エ	武ポンプ場	: 横須賀市林2丁目9番11号
	・排水区	: 武山地区竹川排水区
	・用途	: 雨水排水ポンプ場
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 150 m ³ /分 1台
		: 140 m ³ /分 1台(計画2台)
		: 60 m ³ /分 1台(計画1台)
	・現在排水量	: 194,847 m ³ /年(令和6年度実績値)
オ	山科台調整棟(汚泥圧送大気開放施設)	: 横須賀市武2丁目6番1号
	・圧送汚泥量	: 2.5 m ³ /分
	・貯留量	: 15 m ³
	・滞留時間	: 6分
カ	久留和マンホールポンプ	: 横須賀市秋谷4289番地先
	・処理区、地区	: 西処理区、大楠地区
	・用途	: 汚水中継マンホールポンプ
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 1.11 m ³ /分×2台(計画2台)
	・現在汚水揚水量	: 124,144 m ³ /年(令和6年度実績値)
キ	城山橋マンホールポンプ	: 横須賀市秋谷2丁目10番地先
	・処理区、地区	: 西処理区、大楠地区
	・用途	: 汚水中継マンホールポンプ
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 2.51 m ³ /分×2台(計画3台)
	・現在汚水揚水量	: 268,650 m ³ /年(令和6年度実績値)
ク	お国橋マンホールポンプ	: 横須賀市秋谷1丁目21番地先
	・処理区、地区	: 西処理区、大楠地区

	・用途	: 汚水中継マンホールポンプ
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 0.650 m ³ /分×2台(計画2台)
	・現在汚水揚水量	: 55,841 m ³ /年(令和6年度実績値)
ケ	秋谷第1マンホールポンプ	: 横須賀市秋谷1丁目4番地先
	・処理区、地区	: 西処理区、大楠地区
	・用途	: 汚水中継マンホールポンプ
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 0.159 m ³ /分×2台(計画2台)
	・現在汚水揚水量	: 1,625 m ³ /年(令和6年度実績値)
コ	秋谷第2マンホールポンプ	: 横須賀市秋谷2丁目21番地先
	・処理区、地区	: 西処理区、大楠地区
	・用途	: 汚水中継マンホールポンプ
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 0.159 m ³ /分×2台(計画2台)
	・現在汚水揚水量	: 2,533 m ³ /年(令和6年度実績値)
サ	太田和マンホールポンプ	: 横須賀市太田和1丁目18番地先
	・処理区、地区	: 西処理区、武山地区
	・用途	: 汚水中継マンホールポンプ
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 0.159 m ³ /分×2台(計画2台)
	・現在汚水揚水量	: 286 m ³ /年(令和6年度実績値)
シ	長浜第1マンホールポンプ	: 横須賀市長井2丁目12番地先
	・処理区、地区	: 西処理区、長井地区
	・用途	: 汚水中継マンホールポンプ
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 0.51 m ³ /分×2台(計画2台)
	・現在汚水揚水量	: 834 m ³ /年(令和6年度実績値)
ス	長浜第2マンホールポンプ	: 横須賀市長井2丁目13番地先
	・処理区、地区	: 西処理区、長井地区
	・用途	: 汚水中継マンホールポンプ
	・排除方式	: 分流式
	・現有ポンプ能力	: 0.159 m ³ /分×2台(計画2台)
	・現在汚水揚水量	: 3,863 m ³ /年(令和6年度実績値)

4 委託内容（詳細は共通仕様書及び特記仕様書に定める。）

受託者が実施する業務内容は、次のとおりとする。

(1) 運転管理業務

- ア 浄化センター等の中央監視、遠方監視及び操作
 - イ 各種機器の現場運転操作
 - ウ 非常用発電設備無負荷運転・負荷運転
 - エ 汚泥処理・搬送施設の各種機器の中央監視及び現場運転操作
 - オ 浄化センター等の施設の各種機器の巡視点検
 - カ 各種機器の調整及び消耗品の交換等
 - キ 各ポンプ場、マンホールポンプ等の遠隔運転操作・状態監視及び巡回点検
 - ク 水質試験等の実施
 - ケ その他業務上必要な諸作業
- ただし、放流水に係る法定分析業務は除く。

(2) 保守点検業務

- ア 浄化センター等の各設備機器の定期点検及び保守
- イ 浄化センター等の小破修理及び塗装
- ウ 地下タンク毎月点検
- エ 脱臭設備点検整備
- オ 冷暖房設備点検整備
- カ 浄化センター等の廃棄物の搬出業務
- キ 保守点検業務の結果の記録及び報告書の作成

(3) 保全管理業務

- ア 施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために行う、保全計画の策定及び設備関連台帳の管理

(4) 施設管理業務

- ア 管理敷地内の建物内外の清掃・整備
- イ 緑地管理
- ウ 防犯等
- エ その他施設利用に関する対応業務

(5) 物品管理調達業務

- ア 指定する消耗品類及び薬品類等の管理及び調達
- イ 在庫品の管理保管

(6) 設備補修業務

- ア 不具合が発生した浄化センター等の設備・装置及び機器等の機能の回復
- イ 補修の記録及び報告書の作成、管理

(7) 沈砂、しさとび汚泥等の運搬業務

(8) エネルギー管理業務

(9) 市民等の施設見学者の対応業務

(10) 緊急時の対応

(11) 災害の防止

(12) 臨機の処置

5 委託期間及び引継期間

(1) 委託期間

原則として令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

基本的には5年間の複数年契約とするが、受託者の業務内容等に契約不適合があり契約履行状況の評価が基準以下となった場合、契約期間中であっても契約を解除する。

(2) 引継期間

プロポーザル方式による最優先受託候補者(本委託において、受託契約を最優先に締結することができる事業者をいう。)は、令和9年1月4日から同年3月31日までの移行期間(予定)に水再生課職員(管理業務の監督員)から技術指導を受け、業務の遂行に支障を来すことのないように準備を行い、引継ぎを受けること。

なお、移行期間中に必要な経費等は最優先受託候補者の負担とする。

6 予定額

3,553,900,000 円(上限額、消費税及び地方消費税相当額は含まない。)

予定額は、必要経費等を最優先受託候補者が負担する引継期間を除き、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間における上限額とする。

7 参加資格要件

参加形態は、1社単独又は共同企業体とする。なお、参加するものに必要な資格要件は次のとおりとする。

(1) 1社単独又は共同企業体の構成員に必要な資格要件

ア 契約規則第4条第1項に規定するものであること。

イ 横須賀市の競争入札参加有資格者名簿(一般委託)に、汚水処理施設等保守管理の委託で登録されているものであること。

ウ 会社更生法に規定する更生手続開始の申立てがなされていないものであること。また、手続開始決定を受けていないものであること。

エ 民事再生法に規定する再生手続開始の申立てがなされていないものであること。また、手続開始決定を受けていないものであること。

オ 神奈川県において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けているものであること。ただし、許可に係る産業廃棄物の種類は、汚泥(公共下水道汚泥を含むこと。)とすること。

カ 国土交通省関東地方整備局において下水道処理施設維持管理業者登録規程第2条第1項の規定による登録を受けているものであること。

キ 一般社団法人日本上下水道施設管理業協会の会員であること。

ク 国内で排除方式が合流式の終末処理場で晴天時1日最大処理量が20,400m³以上かつ雨天時1日最大処理量が110,600m³以上の公共下水道において、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの期間に、包括的民間委託(公益社団法人日本下水道協会発行「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」に示されるレベル2.5と同等以上)の受託形態で元請けとして、次の処理施設の運転管理業務の受注実績を有するものであること。なお、本業務の遂行に必要な運転管理業務の実施実績は、「9 参加資格確認

書類等」の(4)に示すものにより証明すること。

- (ア) 標準活性汚泥法施設又は標準活性汚泥変法施設(嫌気好気活性汚泥法)
- (イ) 汚泥機械濃縮施設(ベルト型ろ過濃縮機設備)
- (ウ) 汚泥機械脱水処理施設(圧力式スクリーンプレス脱水機設備)
- (エ) 中継ポンプ場施設及び排水ポンプ場の雨水排除施設
- (オ) 雨水排除用ディーゼルエンジン駆動立軸及び横軸斜流雨水ポンプ設備
- (カ) 汚水・汚泥圧送管
- (キ) 雨水滞水池
- (ク) ステップ流入による雨天時活性汚泥処理
- (ケ) 下水処理水を利用した修景施設

ケ 県内に本社、支社、支店、営業所等を有するものであること。

コ 緊急時(異常流入水の流入、天災等)において、1時間以内に緊急体制を取れるものであること。

サ 以下の有資格者を各浄化センター及び上町ポンプ場に配置できるものであること。

- (ア) 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者
- (イ) 法令で定める下記の有資格者
 - ①安全管理者(常時使用する労働者数50人以上の事業場)
 - ②安全衛生推進者(常時使用する労働者数10人以上50人未満の事業場)
 - ③酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
 - ④危険物取扱者乙種第4類
 - ⑤電気工事士
- (ウ) 公害防止管理者水質関係第1種又は第3種有資格者

シ 業務に従事する職員の制限

暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者は当該業務に従事することはできない。

ス 業務の再委託等

本委託の実施にあたり、受託者は横須賀市上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)の承諾を得た場合に限り、本委託業務の一部を他のものに再委託し、又は請け負わせることができる。なお、本委託業務の全部を再委託することはできない。

8 共同企業体参加者の資格要件

共同企業体で参加する場合の資格要件は次のとおりとする。

(1) 共同企業体参加者に係る資格要件について

共同企業体は、3社以下による共同企業体とし、その運営形態及び代表構成員の選定は次のとおりとする。

ただし、共同企業体の構成員は、本プロポーザル方式に係る他の共同企業体の構成員になることはできない。

ア 共同企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ プロポーザルに参加する構成員は、代表構成員を選定するものとする。

ウ 代表構成員の出資比率は、構成員のうち最大とする。

(2) 共同企業体の構成員の資格要件

共同企業体で参加する場合の構成員の資格要件は、「7 参加資格要件」のうちクの(イ)から(ケ)までの受注実績について、いずれかの構成員が満たしていればよいものとする。

9 参加資格確認書類等

参加資格確認書類等とは、「7 参加資格要件」に示した資格要件に該当する旨を証明できる書類及び次に示す書類とする。また、本プロポーザル方式の参加に係る費用は、本プロポーザル方式への参加を申し込む事業者(以下「申込事業者」という。)の負担とする。

(1) 会社概要

(2) 役員名簿

(3) 業務経歴書(レベル2.5以上の包括的民間委託受託実績を証明できるもの)

(4) 次に示す本業務の遂行に必要な運転管理業務を実施した実績を証明する書類等

ア 標準活性汚泥法施設又は標準活性汚泥変法施設(嫌気好気活性汚泥法)の運転管理業務

イ ベルト型ろ過濃縮機設備

ウ 圧入式スクリープレス脱水機設備

エ 汚水・汚泥圧送管

オ 終末処理場、中継ポンプ場及び排水ポンプ場施設

カ 雨水排除用ディーゼルエンジン駆動縦軸及び横軸斜流雨水ポンプ設備

キ 雨水滞水池

ク ステップ流入による雨天時活性汚泥処理

ケ 下水処理水を利用した修景施設

(5) 「7 参加資格要件」のロに示す緊急時における体制については、具体的方策(例：配置予定従業員住所及び緊急時の交通手段等)を示すこと。

(6) 「7 参加資格要件」のサに示す有資格者の氏名及び資格を証明する書類及び会社との間の恒常的な雇用関係が確認できる書類

(7) 共同企業体参加の場合に必要な書類

追浜浄化センターほか運転管理等業務委託共同企業体協定書(第1号様式)

10 最優先受託候補者選定方法

「プロポーザル方式」により選定する。

11 選定機関及び決定機関

技術提案とプレゼンテーション及び総合的な技術力に関する質疑応答(以下「プレゼン等」という。)の審査は、横須賀市浄化センター運転管理等業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行い、最優先受託候補者の決定は、選定委員会の審査結果をもとに事業管理者が行う。また、契約後の業務履行状況の評価は、上下水道局包括的民間委託評価委員会(以下「評価委員会」という。)が行う。なお、各委員会については横須賀市情報公開条例第27条第3号の規定により非公開とする。

(1) 選定委員会

選定委員会は、水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例の規定に基づき設置する委員会で、浄化センターなどの維持管理業務を委託するにあたり、一定の要求水準を満足し、受託業務が遂行可能な事業者を選定するためのものである。

委員会の組織は、上下水道局職員の委員のほか、学識経験者及び専門的知識を有する者である外部の委員で構成されている。

(2) 評価委員会

評価委員会は、上下水道局包括的民間委託評価委員会設置要綱の規定に基づき設置する委員会で、浄化センターなどの維持管理業務委託における契約履行状況の評価し、契約解除を判断するためのものである。委員会は、上下水道局の職員を委員として構成されている。

12 参加募集期間等

- (1) 募集期間 令和8年7月1日(水)から同月14日(火)まで
- (2) 受付時間 募集期間内における開庁日の午前9時から午後4時まで

13 プロポーザル方式の参加申し込み

- (1) 申込事業者は、プロポーザル方式参加申込書(第2号様式)をダウンロードし、参加資格確認書類等を添付し(以下「参加申込書」という。)令和8年7月14日(火)までに事業管理者に提出して下さい。

- (2) 参加申込書の提出方法は、郵送(令和8年7月14日(火)必着、書留に限る。)又は来庁のうえ直接提出としますが、来庁される場合には下記の選定委員会事務局と事前に日程調整を行って下さい。

- (3) 提出先：〒238-0014 横須賀市三春町2丁目1番地
横須賀市上下水道局技術部水再生課
横須賀市浄化センター運転管理等業務委託事業者選定委員会事務局
電話：046-823-7617(直) E-mail：sr-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

14 参加資格審査及び審査結果の通知

(1) 参加資格審査

選定委員会は、申込事業者から提出された参加申込書をもとに、申込事業者のプロポーザル方式参加資格の有無を審査する。

(2) 参加の要請

事業管理者は、選定委員会の参加資格審査結果に基づき、プロポーザル方式への参加資格を有すると認められる事業者(以下「参加事業者」という。)にプロポーザル方式参加要請書(以下「参加要請書」という。)を送付し、技術提案書の提出とプレゼン等への参加を要請する。

(3) 参加要請に係る書類の交付

事業管理者は、参加事業者に対し、参加要請書の送付と併せ、次に掲げる項目等を明記した包括委託に係るプロポーザル方式実施説明書(以下「実施説明書」という。)、要求水準書、共通仕様書、特記仕様書及びプロポーザル方式参加辞退届を交付する。

(4) 参加資格審査結果の通知

事業管理者は、選定委員会の参加資格審査結果に基づき、申込事業者がプロポーザル方式参加資格を有

しないと認める場合は、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書の送付をもって、プロポーザル方式の参加資格を認めない旨を通知する。

15 参加事業者の提出書類等について

(1) 提出書類

事業管理者から参加要請書を受領した参加事業者は、実施説明書に従い、次に掲げる項目について、技術提案書を作成し、事業管理者に提出しなければならない。

ア 技術提案書

- (ア) 会社概要
- (イ) 実施方針・体制
- (ウ) 運転管理業務に関する提案
- (エ) 設備保全(保守点検・保全管理・施設管理)・物品管理調達に関する提案
- (オ) 設備補修業務に関する提案
- (カ) 地域貢献に関する提案
- (キ) その他に関する提案

(2) 閲覧資料等

選定委員会は、事業管理者が参加要請書を送付した後、参加事業者に対し、期日を指定し、技術提案等に必要な資料閲覧及び現地施設見学を実施する。

ア 閲覧場所及び見学場所

(ア) 閲覧場所

横須賀市三春町2丁目1番地 下町浄化センター3階 会議室 (予定)

(イ) 見学場所

見学場所は「3 委託場所及び施設概要」に記載の場所とする。

16 参加辞退

参加辞退については、実施説明書による。

17 技術提案書及びプレゼン等の審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

選定委員会は、参加事業者から提出された技術提案書及びプレゼン等の内容を、実施説明書に基づき技術評価を得点化し、審査する。

(2) 技術提案及びプレゼン等の審査基準の概要

選定委員会は、参加事業者ごとに、本委託業務に対する理解度、説明能力、意欲、技術提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、従事者配置の妥当性、提案内容の根拠及び解析力等を基準として審査する。

18 受託候補者の選定及び通知

選定委員会は、審査を行った参加事業者のうち、技術評価の得点が、実施説明書に定めた選定基準以上の者を全て受託候補者として選定する。

なお、選定結果については、次のとおり通知する。

- (1) 受託候補者として選定された参加事業者
プロポーザル方式技術審査等合格通知書の送付
- (2) 受託候補者として選定されなかった参加事業者
プロポーザル方式技術審査等不合格通知書の送付

19 見積書の提出

プロポーザル方式技術審査等合格通知書を受領した受託候補者は、実施説明書に従い、見積書には単年度ごとの内訳書を添付して提出すること。

単年度の支払い額は、委託予定期間である5年間分(ユーティリティー類の調達・管理業務も含む。)の平均額とし、毎年度同額を支払うものとする。

20 最優先受託候補者の選定

選定委員会は、受託候補者の見積書等を開封し、見積額(見積額が予定額を超えないこと)が最も低い受託候補者を最優先受託候補者として選定し、これを事業管理者に報告する。ただし、受託候補者が1社又は1共同企業体となった場合は、その受託候補者が提出した見積書の金額が予定額以下であれば、その者を最優先受託候補者として選定する。

21 最優先受託候補者の決定及び通知

- (1) 最優先受託候補者の決定
事業管理者は、選定委員会の報告に基づき最優先受託候補者を決定する。
- (2) 決定結果の通知
事業管理者は決定に基づき、次のとおり通知する。
 - ア 最優先受託候補者
最優先受託候補者決定通知書を送付するとともに、上下水道局ホームページに最優先受託候補者を公表する。
 - イ 最優先受託候補者に選定されなかった受託候補者
最優先受託候補者非選定結果通知書を送付する。

22 最優先受託候補者との契約及び支払条件等

- (1) 受託者との契約の締結
事業管理者は、上下水道局契約規程及び上下水道局契約事務取扱規程の規定に基づき、最優先受託候補者を受託者として包括委託に係る契約を締結することができる。
- (2) 受託者との委託期間
受託者との委託期間は、原則として令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。ただし、評価委員会において受託者の契約履行状況に契約不適合があり評価が基準以下となった場合、契約を解除できるものとする。
 - ア 事業管理者は、受託者の契約履行状況に契約不適合があり評価が基準以下となった場合は、6か月の期間を設けて改善を要求し、再評価の結果、改善されていないと判断した場合は、契約の解除を文書にて通知するものとする。

イ 受託者は、正当な理由により契約の履行が出来ない場合、契約の終了希望日の6か月前までに理由を明記の上、文書にて申し出ることが出来る。ただし、契約終了日は協議により決定するものとし、受託者は契約終了日までの業務履行を保障すること。

(3) 受託者との契約予定額

受託者との契約予定額は、受託者から提出された見積書に基づき、委託予定期間である5年間分の平均額として、毎年度同額を支払うものとする。なお、予定額は税抜きであり、税率の変更等により消費税及び地方消費税の金額が変更した場合は、変更後の税率等に基づき、当該消費税及び地方消費税の金額を算定するものとする。

(4) 支払条件等

ア 委託料の支払方法

委託料は令和9年4月1日から同月30日までの分を初回とし以降、各月分として月額を支払い、令和14年3月31日分までとする。

各月の支払いは、業務完了の確認後、翌月払いとする。

イ 土地及び施設の使用

委託業務の遂行に必要な事務所等は、所定の土地及び施設を貸与する。ただし、使用上の汚損等による弁償、電話等通信設備の設置工事費及び維持費については受託者の負担とする。

ウ 保険

受託者は、業務期間内において受託者が責を負うべき事由により生じた損害等(債務不履行時の履行保障に要する費用等を含む。)に対応する保険等に加入すること。

23 選定結果の開示

選定結果の開示については、実施説明書による。

24 参加事業者の契約不適合

(1) 参加事業者の契約不適合

参加事業者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に契約不適合があることが判明したときは、その契約不適合について選定委員会で審議のうえ、参加事業者の取扱いについて決定を行う。(なお、参加事業者には、受託候補者、最優先受託候補者を含むものとする。)

(2) 参加事業者への聴取

選定委員会は、必要に応じて(1)の契約不適合について、参加事業者に個別に聴取することができる。

(3) 参加事業者の取消し

事業管理者は、参加事業者の契約不適合が重大又は悪質であり、プロポーザル方式の公正性又は公平性を著しく損なう恐れがあると認めるときは、参加事業者を取り消すことができる。

25 次順位者の繰り上げ

事業管理者は、最優先受託候補者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生したときは、受託候補者が提示した見積金額の次順位の者から順に、包括委託についての交渉を行うことができる。

26 事務の担任

事業管理者は、包括委託に係る一切の事務について、所管課長等に行わせることができる。

27 失格条件

次の場合は、受託候補者の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 受託候補者が本契約締結日までに工事請負業者指名停止規則の措置要件に該当し、指名停止を受けた場合
- (2) 受託候補者の参加資格要件に虚偽の記載があった場合
- (3) 受託候補者の技術提案書の作成に不正行為があった場合
- (4) 受託候補者の提案内容に重大かつ明白な契約不適合があった場合

28 各種書類等の提出方法

各項目提出方法について留意事項がない場合は次のとおりとする。

(1) 事業者の書類提出

郵送（書留）もしくは「29 問い合わせ先等」に記載する住所へ1部直接紙で提出するとともに、電子メールにて電子データ（PDF形式）を提出すること。

(2) 事業者の書類受取

電子メールにて電子データ（PDF形式）を提出します。

(3) 容量超過により送受信できない場合は、別途オンラインストレージをご案内いたします。

記載のE-mail アドレスまでご連絡ください。

29 問い合わせ先等

(1) 担当及び書類提出先

〒238-0014 横須賀市三春町2丁目1番地

横須賀市上下水道局技術部水再生課

横須賀市浄化センター運転管理等業務委託事業者選定委員会事務局

(2) 電話：046-823-7617(直) E-mail：sr-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

30 スケジュール概要

プロポーザル方式による受託者選定は、次のとおり実施します。

番号	内容	予定する期日 ^{注1)}
(1)	プロポーザル方式実施のお知らせ	令和8年7月1日(水) ホームページ掲載期間 7月1日(水)から同月14日(火)まで
(2)	参加申込書の提出 参加申込書の提出方法は「28 各種書類等の提出方法」参照 来庁される場合には事務局と事前に日程調整を行うこと。	令和8年7月1日(水) から同月14日(火)まで

(3)	参加資格審査	令和8年7月15日(水) から同月30日(木)まで
(4)	参加資格審査結果の通知 ①参加資格審査合格者 プロポーザル方式参加要請書を送付し、プロポーザル方式実施説明書、要求水準書、共通仕様書及び特記仕様書等を交付する。 ②参加資格審査不合格者 プロポーザル方式参加資格審査結果通知書を送付する。	令和8年8月6日(木)
(5)	資料閲覧及び現地施設見学	令和8年8月17日(月) から同月21日(金)まで
(6)	技術提案書の作成に係る質問の受付	現地施設見学後(実施日を除く。)7日以内
(7)	技術提案書の作成に係る質問の回答 (横須賀市上下水道局HPに掲載する。)	令和8年9月7日(月) ホームページ掲載期間 9月7日(月)から同月11日(金)まで
(8)	参加事業者からの提出書類の受付 ・技術提案書の提出	令和8年9月14日(月) から同月30日(水)まで
(9)	受託候補者の選定 ・技術提案内容審査 ・プレゼン等(日程は個別に別途通知)	令和8年10月13日(火) から同月30日(金)まで
(10)	プロポーザル方式技術審査等の結果通知 ①受託候補者として選定された参加事業者 プロポーザル方式技術審査等合格通知書を送付する。 ②非受託候補者となった参加事業者 プロポーザル方式技術審査等不合格通知書を送付する。	プレゼン等実施後速やかに行う。 令和8年11月6日(金)まで
(11)	受託候補者からの見積書の提出 ・業務受託見積書及び業務受託見積内訳書	令和8年11月9日(月) から同月13日(金)まで
(12)	最優先受託候補者の選定 見積書の開封を行い、見積金額が最も低い受託候補者を最優先受託候補者として、事業管理者に報告する。	令和8年11月18日前後に予定
(13)	最優先受託候補者の決定 最優先受託候補者を決定する。	令和8年11月25日前後に予定

(14)	最優先受託候補者の通知 最優先受託候補者決定通知書を送付し、及び上下水道局ホームページにて最優先受託候補者を公表する。 最優先受託候補者非選定結果通知書を送付する。	令和8年12月1日(火) ホームページ掲載期間 12月1日(火)から同月7日(月)まで
(15)	選定結果の開示要求	令和8年12月1日(火) から同月7日(月)まで
(16)	選定結果の回答	令和8年12月11日(金)
(17)	追浜浄化センターほか運転管理等業務委託引継期間	令和9年1月4日(月)から 同年3月31日(水)まで
(18)	運転管理等業務開始	令和9年4月1日(木)から 令和14年3月31日(水)まで

注1) 予定する期日は申込事業者数等状況により変更する場合がある。